

危機管理マニュアル

(令和2年6月改訂)



愛媛県立丹原高等学校

〒791-0502 西条市丹原町願連寺 163 番地

TEL 0898-68-7325 FAX 0898-68-0675

目 次

I 事前の危機管理・・・・・・・・・・・・・・・・ 1～2

- 1 防災管理組織・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 点検・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 3 避難訓練・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 4 教職員研修・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 5 安全教育・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

II 個別の危機管理・・・・・・・・・・・・・・・・ 3～11

- 1 地震・津波への対応・・・・・・・・ 3～7
 - (1) 学校災害対策本部・・・・・・・・ 3～4
 - (2) 震度に応じた行動の基準、休日等における教職員参集・・・5
 - (3) 県教委への被害状況報告・・・・・・・・ 5
 - (4) 地震発生時の対応（教職員在校時）・・・・・・ 6
 - (5) 地震発生時の対応（休日等）・・・・・・ 7
 - (6) 初期対応における注意点・・・・・・・・ 7
- 2 気象災害への対応・・・・・・・・ 8
- 3 新たな危機事象への対応・・・・・・・・ 9
- 4 不審者侵入への対応・・・・・・・・10
- 5 様々な事故への対応・・・・・・・・11～13
(交通事故・登下校中の不審者・熱中症・頭頸部外傷・食物アレルギー・救命処置)

III 事後の危機管理・・・・・・・・・・・・・・・・14～15

- 1 安否確認・・・・・・・・・・・・・・・・14
- 2 引渡しと待機・・・・・・・・・・・・・・・・14
- 3 心のケア・・・・・・・・・・・・・・・・15
- 4 教育活動の継続・・・・・・・・・・・・・・・・15

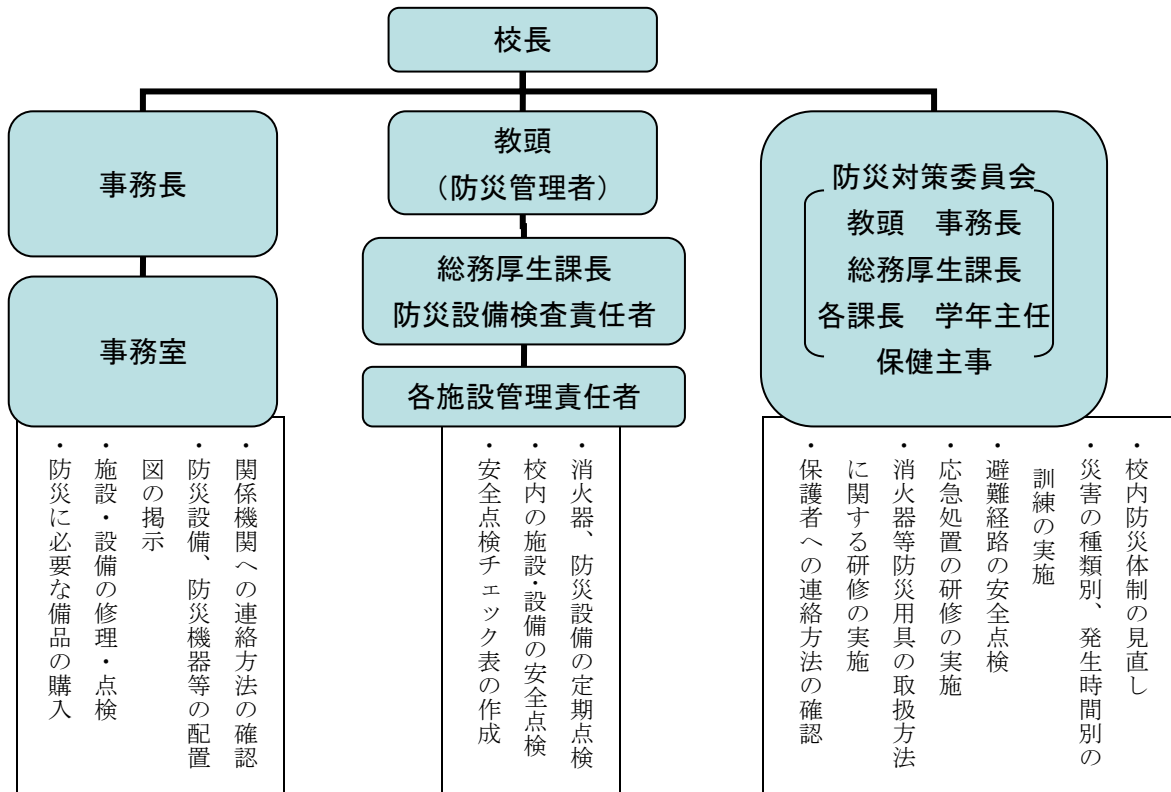
IV 避難所開設・運営マニュアル・・・・・・・・ 16～17

V 危機管理関係資料・・・・・・・・ 18

- 西条市指定緊急避難場所（最大収容人数 12,188 名）
※地震、土砂、洪水、津波、火災の災害を想定（地震、火災時はグラウンドのみ 8,395 名）
- 西条市指定避難所（最大収容人数 1,517 名）
- 本校の標高 14.2m（西条市の津波被害最大想定 3.4m）
- 伊方原子力発電所からの距離 約 80 k m（緊急防護措置を準備する区域〔UPZ〕約 30 k m）

I 事前の危機管理

1 防災管理組織



2 点検

(1) 施設・設備の管理・点検〔事務〕

- ・テレビ、棚、書架、薬品庫等の転倒・落下防止
- ・消火栓、消火器等の定期点検
- ・防災設備、防災機器等の配置図の掲示

(2) 避難経路の安全点検〔総務厚生課〕

- ・避難経路となる廊下や階段、出入口の確保（避難の妨げとなるロッカーや荷物などを置かない）
- ・やむを得ず置く場合は、ロッカー等は倒れないように固定
- ・校舎の一部損壊を想定した複数の避難経路の設定
- ・校内放送設備が使用不能になった場合の緊急連絡、避難誘導の方法の確認（拡声器を使用）

(3) 通学路の安全点検〔生徒課〕

- ・登下校時に災害が発生した場合に備え、通学路の定期的な安全確認の実施
- ・通学路の危険箇所（ブロック塀の倒壊、水害時の道路の冠水の恐れ等）の確認

(4) 定期及び臨時の安全点検〔各施設管理責任者〕

- ・每学期1回以上実施する。（学校保健安全法施行規則第28条）

3 避難訓練

- (1) 訓練が形式的にならないように、実践的な方法になるように工夫し、予告なし訓練も実施する。
- (2) けが等により自力で避難ができない生徒等がいる場合も想定し、避難方法や経路などを検証する。
- (3) 緊急避難場所及び避難所に指定されていることも想定し、地域の関係機関等と連携した訓練を推進する。
- (4) 危機管理マニュアルが実際に機能するかどうか避難訓練を基に検証し、マニュアルを改善する。

4 教職員研修

- (1) 危機管理マニュアルの内容を全教職員が理解する。
- (2) 必要に応じて次の研修を推進する。
 - ア 危機管理マニュアルの内容を理解する研修
 - イ 危機管理マニュアルに基づく防災・防犯等の避難訓練
 - ウ 事故等発生時の対応訓練
 - エ AEDを含む心肺蘇生法などの応急手当に関する研修
 - オ エピペンの使用方法などアレルギーへの対応に関する研修
 - カ 生徒の安全教育に関する研修
 - キ 生徒の心のケアに関する研修

5 安全教育

- (1) 学校安全年間計画に基づき、教育活動全体を通して実施する。
- (2) 生徒の危険予測・危機回避能力を養成する。
 - ア 学校外で地震が発生した場合の回避行動
 - イ 登下校中の危険箇所の把握
 - ウ 保護者との連絡方法の確認
 - エ 自宅の最寄りの緊急避難場所、避難所の確認
- (3) 自分にとって都合の悪い情報を無視したり、過小評価したりしてしまう**正常化の偏見（バイアス）**への理解を深める。

チェックリスト（文部科学省資料より）

自分の状況を振り返ってみましょう

- 自校の**学校安全計画**の内容を理解している。
- 自校の所在する**地域のハザード**を理解している。
- 事故や事件、自然災害が発生したときの**自分の役割**を理解している。
- AEDを含む応急処置**を行うことができる。

勤務校では

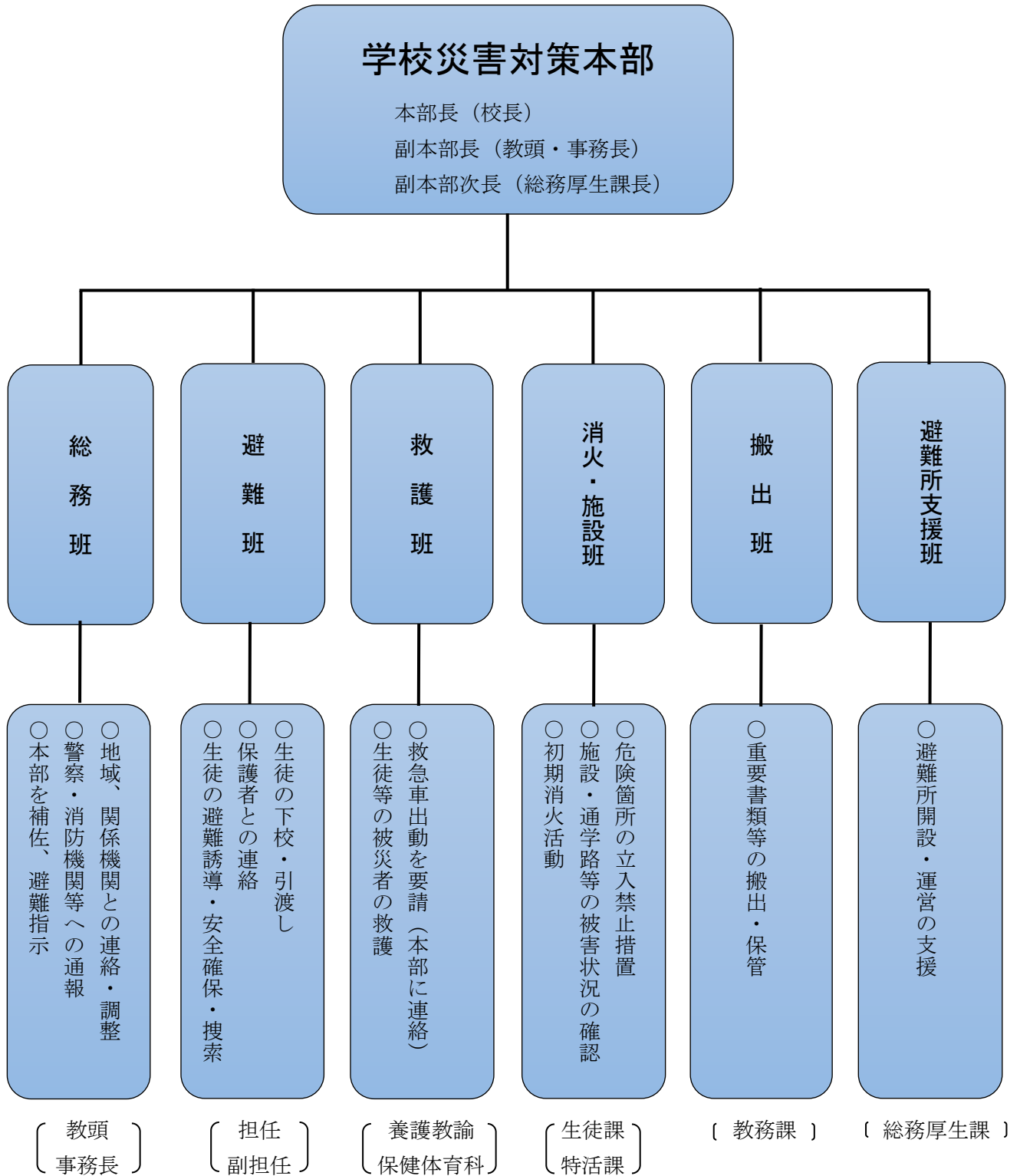
- 危機管理マニュアル**を全教職員が共通理解している。
- 学校安全計画に基づき、**安全教育**を計画的に実施している。
- 管理職が不在でも、**事故や事件災害等が発生時に職員で対応**できる。

Ⅱ 個別の危機管理

1 地震・津波への対応

※南海トラフ地震（30年以内に80%の確率）

(1) 学校災害対策本部



	職務内容	必要な備品等
本部 総務班	【教頭・事務長】 ○避難を指示する。 ○避難後の生徒・教職員の状況を確認する。 ○危機管理マニュアルを基に、各班に指示する。 ○関係機関・報道機関・地域との連絡や情報収集に当たる。 ○通信内容・決定事項・行動等を記録する。 ○県教委に状況を報告する。	○防災倉庫キー（事務室、非常持出袋） ○防災ラジオ（事務室） ○危機管理マニュアル（非常持出袋） ○生徒名簿、教職員名簿（非常持出袋） ○学校施設配置図（非常持出袋） ○拡声器×3（職員室・農場管理室） ○トランシーバー×5（非常持出袋） ○手回し充電ラジオ×1（防災倉庫） ○緊急活動日誌（非常持出袋）
避難班	【担任・副担任】 ○安全な経路により生徒を避難させ、点呼を行う。 ○点呼の結果、負傷者・行方不明者を本部に報告する。 ○不明者を捜索する。	○拡声器×3（体育準備室） ○ヘルメット（防災倉庫）
救護班	【養護教諭・保健体育科】 ○負傷者の応急手当を行う。 ○負傷者の状況等を本部に報告し、応援を要請する。 ○救急車の出動を要請する。 ○生徒等の心身の健康状態を確認する。	○救急箱（保健室、体育準備室、農場管理室） ○AED×3（保健室横、体育館、農業教棟） ○担架×2（保健室、体育館） ○毛布×10（保健室） ○アルミシート×2（保健室）
消火・施設班	【生徒課・特活課】 ○火災発生場所を確認し、可能な範囲で消火する。 ○避難後、必要に応じて校舎等の状況を確認する。 ○危険箇所は立入禁止の措置を行う。	○消火器（各設置場所） ○ヘルメット×10（防災倉庫） ○軍手×48（防災倉庫） ○立入禁止テープ×1（防災倉庫）
搬出班	【教務課】 ○重要書類を搬出し、保管する。	○ヘルメット（防災倉庫） ○軍手（防災倉庫）
避難所支援班	【総務厚生課】 P16～17 参照 ○緊急避難してきた住民を誘導する。 ○避難所が開設された場合、西条市から派遣された避難所担当職員と協力し、避難者を受け入れる。 ○居住スペース、立入禁止スペース、共有スペースを明確にする。 ○避難者へ当面の諸注意を連絡する。 ○避難者名簿の作成、食事・排泄の手当、物資の供給、ボランティアの受入れ等、避難所運営に協力する。	○市避難所運営マニュアル（非常持出袋） ○発電機、投光器、三脚（市：防災倉庫） ○簡易トイレ・テント×2（市：防災倉庫） ○トイレテント×6（防災倉庫） ○ガソリン携行缶×3（防災倉庫） ○防災用リヤカー（防災倉庫） ○ウォータータンク×24（防災倉庫） ○マスターキー（事務室） ○立入禁止標識、ロープ、テープ ○学校施設配置図（非常持出袋） ○懐中電灯×4、電池（防災倉庫） ○ランタン×4、電池（防災倉庫）

※避難後やむを得ず校舎に入るときはヘルメットを着用し、細心の注意を払う。絶対に無理をしない。

(2) 震度に応じた行動の基準、休日等における教職員参集

震度		行動の基準	教職員参集	想定される状況
震度 0				人は揺れを感じない。
震度 1				屋内で静かにしている人の一部が揺れを感じる。
震度 2				多くの人が地震であることに気付く。
震度 3	予報	(避難)		ほとんどの人が揺れを感じる。重ねた食器が音を立てる。
震度 4		避難	管理職	驚くような揺れに多くの人が恐怖を感じ、身の安全を図る。机の下に潜る人が現れる。吊り下げた物は大きく揺れる。
震度 5弱	警報	臨時休業となれば下校	管理職 企画委員	ほとんどの人が恐怖を感じ、身の安全を図る。歩行中にふらつく。書籍が本棚から落下する。エレベータが停止する。
震度 5強		原則として学校待機	管理職 企画委員 正副担任	恐怖を感じ、たいていの人が行動を中断する。食器棚などの棚の中にある物が落ちてくる。窓ガラスが割れたりブロック塀が落ちたりする。停電する家庭が出てくる。
震度 6弱	特別警報	保護者への引渡し	全教職員	立っていることが困難。未固定の重い家具の多くが動いたり転倒したりする。開かなくなるドアが多い。壁のタイルが剥がれ落ちる。一部の列車が脱線する。エレベータが損傷する。
震度 6強		休日等は安否確認		はわないと動けない。固定していない家具がほぼ倒れる。耐震性の低い建物は倒壊するものが出てくる。ブロック塀のほとんどが崩れる。電気・ガス・水道が止まることもある。
震度 7				翻弄され身動きできない。家具は倒れ、中には飛んでくる。耐震性の高い建物も破壊されることがある。電気・ガス・水道が停止する。道路や鉄道などの交通機関が破壊される。

ア 「行動の基準」は目安であり、実際の災害の状況や県教委からの指示により判断される。

イ 休日等に震災が発生した場合、教職員は上記の表のとおり参集する。ただし、本人や家族のけが、家屋の損壊、交通網の遮断等により参集できないときは、その限りではない。参集困難な場合は、安否状況を連絡する。

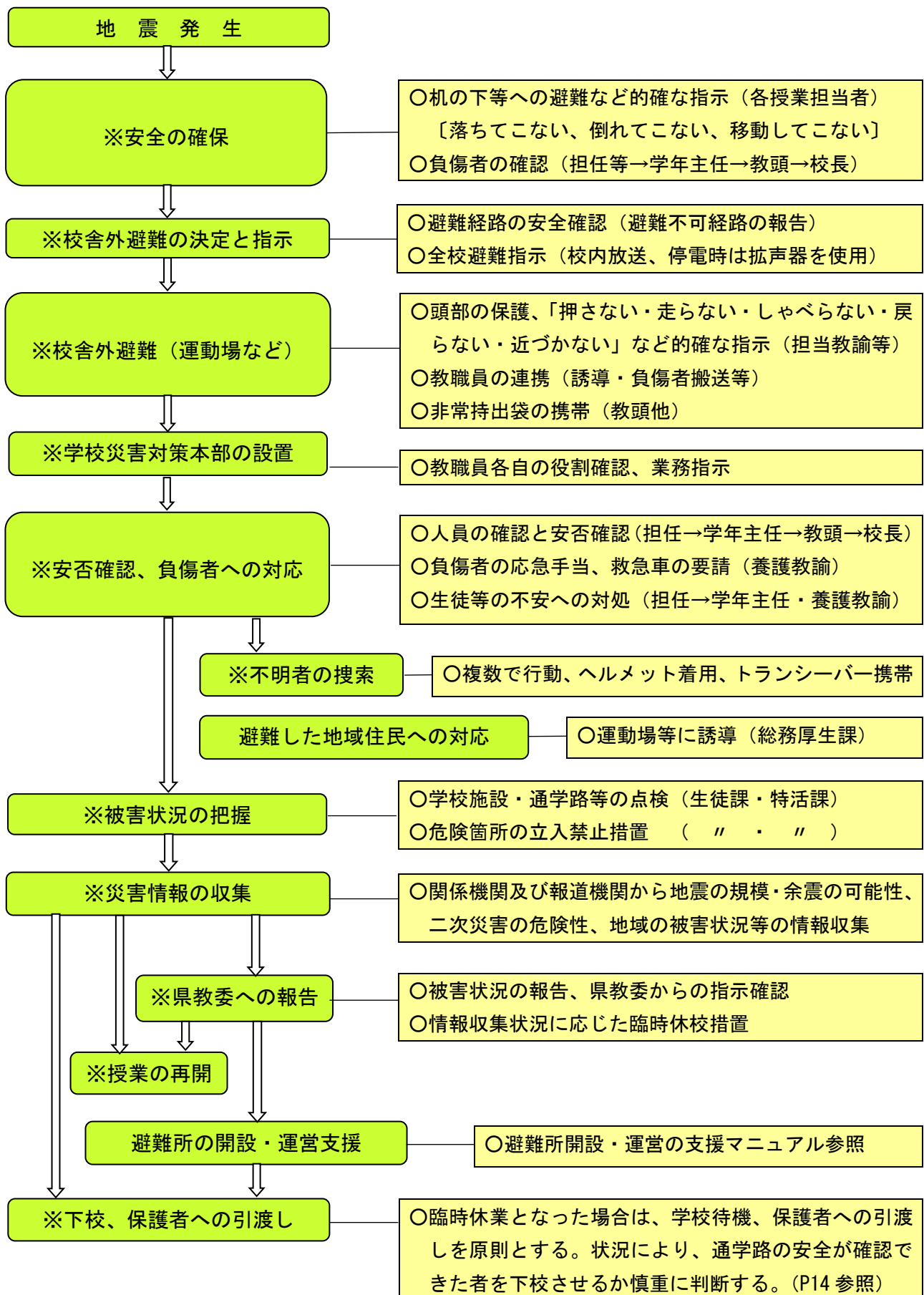
(3) 県教委高校教育課施設管理グループへの被害状況報告〔管理職〕

震度4以上の地震が発生した市町管内の学校は、週休日等に関わらず、以下により被害の有無等(①被害発生箇所 ②被害状況 ③被害に対する当面の措置 ④授業等への影響)をFAX(089-912-2949)で報告する。※メール不可。状況により電話連絡可。※写真データはメール送信。

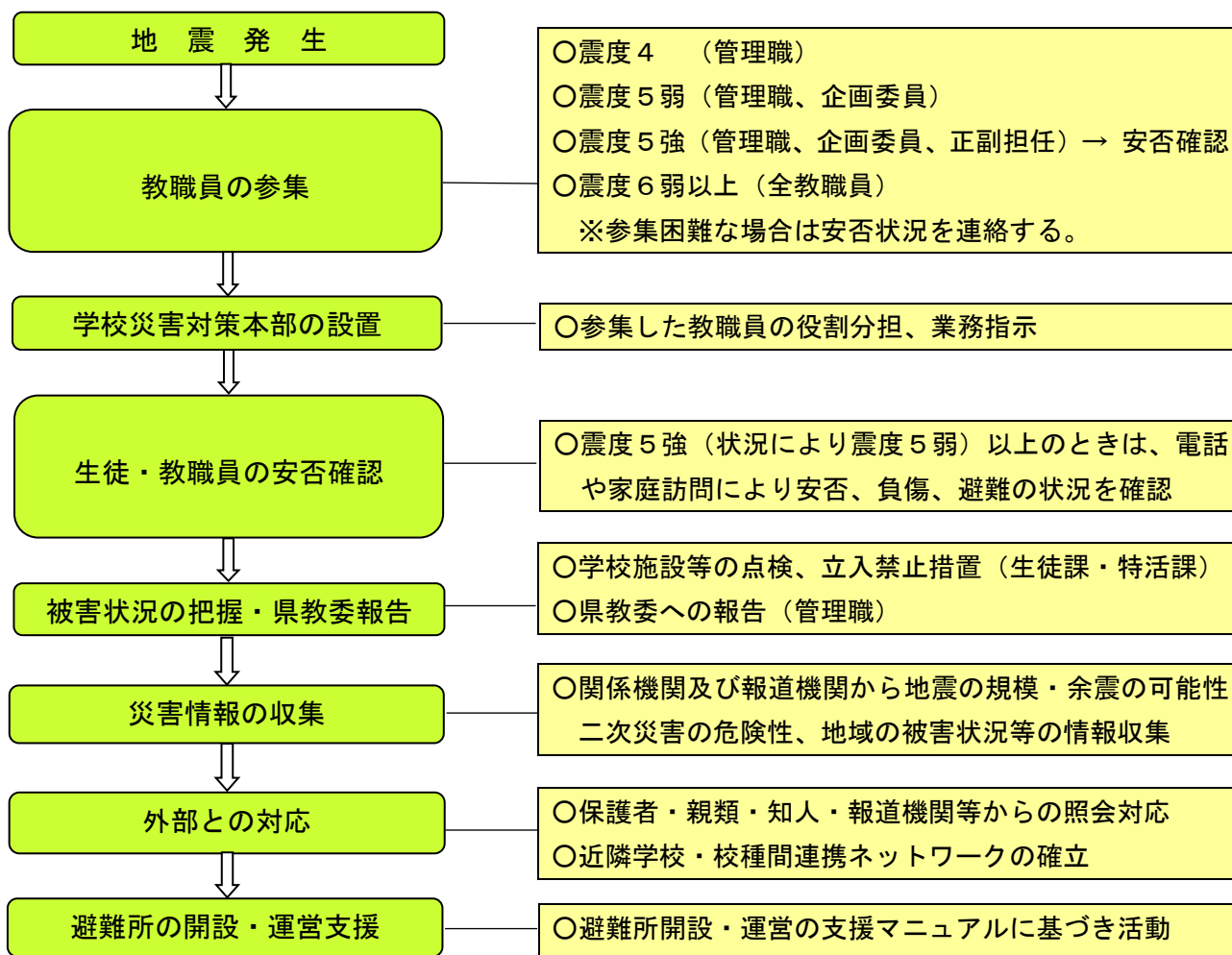
- ア 概ね 8:00 及び 17:00 に発生した場合、速やかに報告
- イ 概ね 17:00 から翌 8:00 に発生した場合、翌 8:00 までに報告
(ただし、被害を確認した場合は速やかに報告)
- ウ 震度5弱以上の場合は、発生時刻に関係なく速やかに報告

(4) 地震発生時の対応（教職員在校時）

※は火災発生時の流れ



(5) 地震発生時の対応（休日等）



(6) 初期対応における注意点

- ア 地震発生時には、火の元を遮断し、出入口扉を開ける。（火事の防止、避難路の確保）
- イ 理科教室では、アルコールランプやガスバーナーが倒れて出火したり、薬品やガラス器具の破片が床に散逸したりするので注意する。
- ウ 家庭科教室では、ミシン類の落下による負傷やアイロン・熱湯等によるやけどに注意する。
- エ 体育館では、破損ガラスの飛散や照明器具等の落下に注意し、体育館の中央に行き、手で頭を保護してしゃがむ。避難するときは体育館シューズのまま外に出る。
- オ 運動場では、サッカーゴールやバックネット等の倒壊に気を付ける。
- カ 農場や校庭など外での活動中は、建物付近のガラスの飛散に気を付け、建物から離れる。

[火災報知器作動後の復旧] ※事務課が対応

- 1 作動した火災報知器の「火災報知器」と書いた赤蓋を開け、その中のスイッチを上上げる。
- 2 業務員室の中にある複合火災受信機の停止ボタン（赤：2カ所）を押し、鳴動を止める。
- 3 異常がないことを確認後、複合火災受信機のカバーを開け、復旧スイッチ（オレンジ）を押す。
※復旧スイッチを押すと作動場所の表示が消えるので注意する。
- 4 ポンプ室の中のスイッチを「断」にして給水を止め、「遠方」に戻して復旧する。

2 気象災害への対応

(1) 在校時

松山气象台による「**特別警報**」あるいは「**暴風警報**」「**大雨警報**」「**洪水警報**」「**暴風雪警報**」「**大雪警報**」のいずれかが、西条市又は居住地に発表された場合は、生徒を速やかに下校させる。

ア 下校させるのが危険だと判断された場合は、学校で待機させ、保護者に迎えに来てもらう。

イ 自転車通勤している生徒については、強風にあおられて転倒の危険があると判断された場合には、それ以外の手段で下校させる。

ウ 交通機関の運行状況を把握し、既に不通になっている場合は、学校で預かり、保護者に迎えに来てもらう。

(2) 在宅時 ※ホームページに掲載

ア 警報等発表時の登校については次のとおりとする。

(ア) **7:00**において、松山气象台による「**特別警報**」あるいは「**暴風警報**」「**大雨警報**」「**洪水警報**」「**暴風雪警報**」「**大雪警報**」のいずれかが、西条市又は居住地に発表されている場合には「自宅待機」とする。

(イ) 居住地に避難情報等が発令されている場合は、避難を優先し登校を控えることとする。その場合は直ちに学校に連絡する。

(ウ) 上記以外でも、登校に安全が確保できないと判断した場合は、保護者の判断で「自宅待機」してもよい。その場合は、直ちに学校に連絡する。

イ 「特別警報」「暴風警報」「大雨警報」「洪水警報」「暴風雪警報」「大雪警報」が **12:00**までに解除された場合は、安全に十分配慮して登校する。

ウ 上記警報が 12:00 までに解除されない場合は、当日自宅学習とする。

エ 列車・バス等公共の交通機関を利用している生徒は、12:00 までに交通機関が利用できない場合、当日自宅学習する。

オ 模試・土曜補習及び長期休業中の補習・実習等については、上記アに準ずる。

(3) 教職員の防災活動

ア 強風による転倒、移動のおそれのあるものの固定、風圧によるドアの開閉や窓ガラスの飛散によるけがの防止など、予想される被害に対して適切な処置をする。

イ 土砂崩れや洪水などの危険が迫ったと判断される場合は、生徒を安全な場所へ避難させる。

ウ 警報等が解除されて生徒が登校するまでに、施設等の安全点検を行い、破損箇所の修理を行うか、立入禁止等の指示を徹底する。

(4) 登校できない生徒がいる場合の県教委高校教育課への報告〔教務主任〕

第一報 8:50 までに学年別欠席者数等を報告システムで送信 9:00 までに電話連絡

第二報 10:30 までに報告システムで送信（以降2時間おきに送信）

※登校後に帰宅させる決定をした場合は、直ちに報告システムでの報告及び電話連絡を行う。

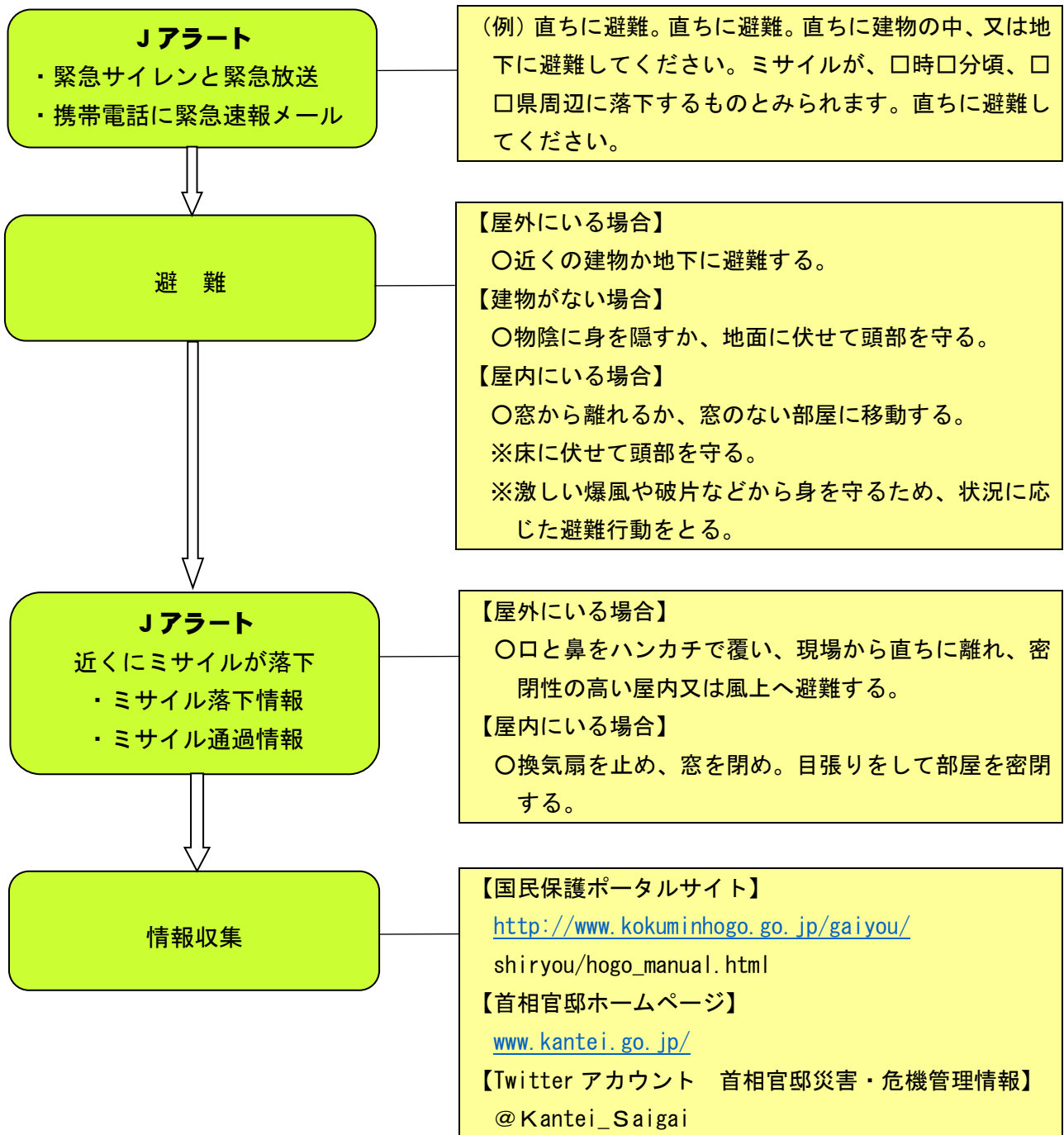
(5) 県教委高校教育課施設管理グループへの被害状況報告〔管理職〕

警報（波浪、高潮、大雪を除く）が発令された市町管内の学校は、週休日等に関わらず、以下により被害の有無等（①被害発生箇所 ②被害状況 ③被害に対する当面の措置 ④授業等への影響）を FAX（089-912-2949）で報告する。※メール不可。状況により電話連絡可。※写真データはメール送信。

ア 8:00 及び 17:00 時点で警報発令中（8:00 及び 17:00 までに報告）

イ 8:00～17:00 の間に解除（速やかに報告） 17:00～翌 8:00 の間に解除（翌 8:00 までに報告）

3 新たな危機事象への対応（弾道ミサイル）

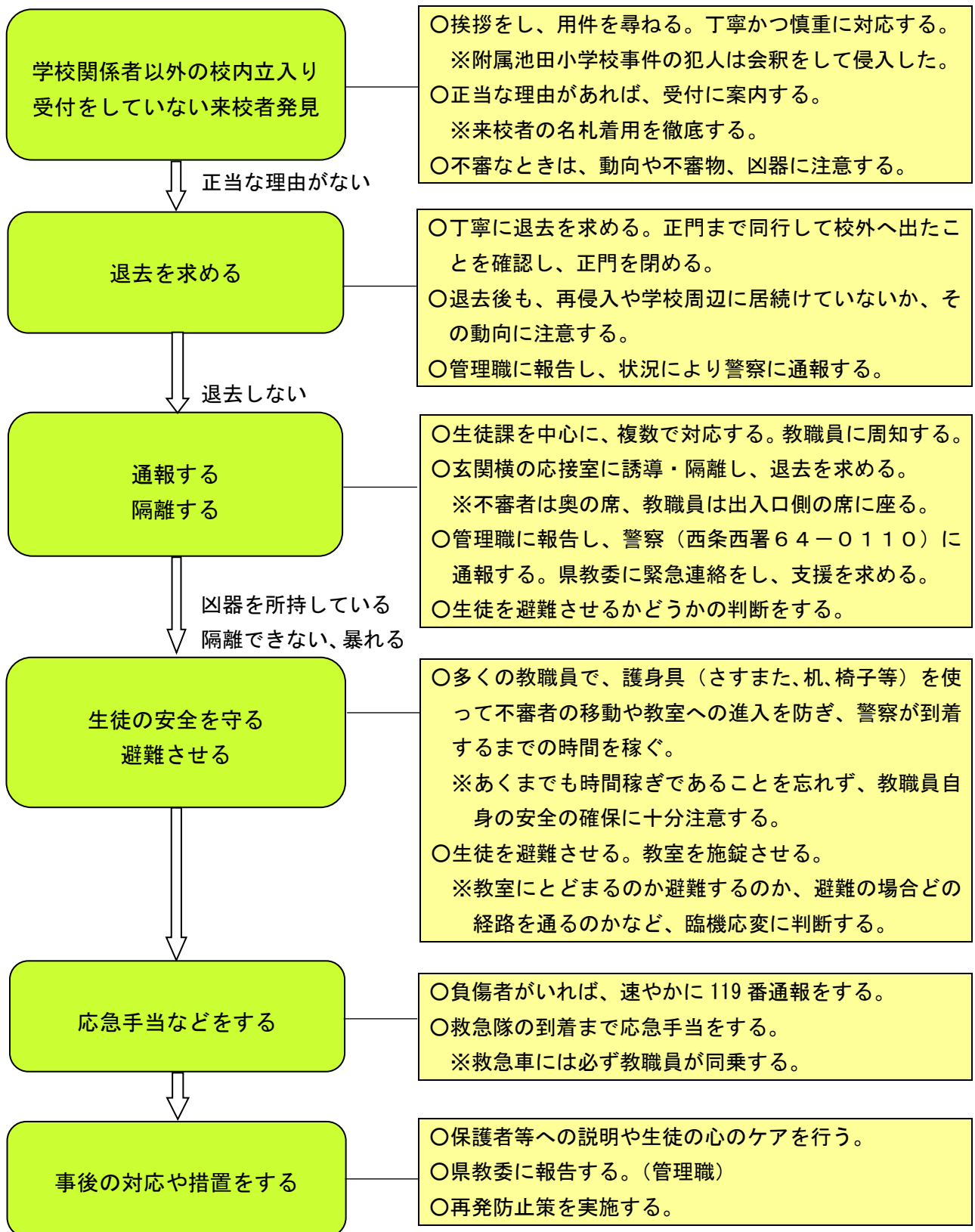


※ 登下校中は、地震発生時と同様に、そのとき入手した情報に基づき生徒が自らの判断で冷静に行動できるよう、事前に指導する。

※ 生徒が自宅等にいる場合は、安全確認が取れるまで待機し、身の安全を確保させる。

4 不審者侵入への対応

※附属池田小学校事件（H13）の教訓を生かす



※さすまた保管場所・・・職員室（流し台横）、事務室（入室して右の手洗い横）、業務員室（流し台横）
 ※下校時間において学校周辺に危険な不審者が出現した場合、安全確保のため学校待機を検討する。

5 様々な事故への対応

(1) 交通事故への対応 ※自転車損害保険加入義務化（令和2年4月）

ア 交通事故に遭った場合の対応について、事前に下記の内容を指導する。

<p>交通事故現場での対応マニュアル（生徒課）</p> <p>1 相手を確認する。</p> <p>(1) 運転免許証を見せてもらう (2) 運転免許証の氏名・住所をメモする。 (3) 相手の自宅電話番号、会社名と会社の電話番号をメモする。</p> <p>(4) 自分の生徒証明書を見せる。 (5) ナンバープレートを確認する。</p> <p>2 保護者に連絡する。</p> <p>すぐに事故の内容（場所・相手の氏名・事故の様子）を伝えて現場に来てもらうようにする。無理なら、直接話してもらう。</p> <p>3 警察に連絡する。</p> <p>事故の状態によっては、救急車（119番）を呼ぶ。</p> <p>4 学校（担任）に連絡する。</p> <p>〔注意〕たとえ小さな事故でも、自分が一方的に悪くても、決して自分一人で判断しないこと。</p>
--

イ 生徒が交通事故に遭った場合は、以下の対応をする。

〔初期対応〕

- 事故の第一報が学校に入った後、未通報の場合は必要に応じて110・119番通報をした上で、**交通事故の現場に急行**して事態を把握する。

〔二次対応と対策本部〕

- 警察、医療機関、PTA等を緊密に連携しながら、容体の把握、保護者への対応、今後の対応策、他の生徒等への指導などを検討する。
- 重大かつ深刻な交通事故の場合は、緊急の対策本部を設置し、迅速に対応する。

〔事故状況の調査・報告〕

- 事故発生状況や原因に関わる事実を調査・記録し、県教委に報告する。（管理職）

〔当事者となった生徒への対応〕

- 事故後に生徒がとった対応を確認し、対応が不十分な場合は支援・指導を行う。

〔心のケア〕

- 交通事故の当事者となったり目撃者となったりすることで心に深い傷を負った生徒は、心的外傷後ストレス障害に発展する可能性があるため、適切にケアする。

(2) 登下校時の緊急事態（不審者事案）への対応

ア 不審者情報があれば、適宜生徒に知らせて注意を喚起する。

イ 生徒等から不審者被害の情報が入った場合、生徒課を中心に次のことを確認する。

<ul style="list-style-type: none">○ 事案の概要（いつ、どこで、だれに、どのようなことが起こったか）○ 不審者の特徴（性別、身長、体格、服装、移動手段）や状況（まだ近辺にいるか）○ 110番通報（負傷者がいる場合119番通報）の有無

ウ 緊急対応が必要かどうか判断する。現場からの通報であれば**現場に急行**する。

(3) 熱中症への対応 ※熱中症予防強化月間（7月）

- ア 環境温湿度等を測定し、「熱中症予防運動指針」（日本体育協会）や「熱中症予防情報サイト」（環境庁）等を参考に運動を行う。
- イ 運動前の体調チェックや健康観察を行い、体調の悪い生徒は暑い中で無理に運動をさせない。
- ウ 梅雨明けなど急に暑くなったときは暑さに慣れていないので、軽めの運動から慣らしていく。
- エ けいれん、ふらつき、めまい、吐き気など熱中症を疑う症状があればすぐに「救急車を要請」し、同時に応急処置（涼しい場所に避難させ、衣服を緩めて体を冷却し、水分を補給させる。）を行う。

○熱中症予防運動指針

	対 応	WBGT	湿球温度	乾球温度
原則中止	特別の場合以外は運動を中止する。	31℃～	27℃～	35℃～
嚴重警戒	持久走など体温が上昇しやすい運動は避ける。	28℃～	24℃～	31℃～
警 戒	積極的に休息をとり、水分・塩分を補給する。	25℃～	21℃～	28℃～
注 意	運動の合間に積極的に水分・塩分を補給する。	21℃～	18℃～	24℃～
ほぼ安全	適宜、水分・塩分を補給する。	21℃未満	18℃未満	24℃未満

○熱中症の病型と救急措置

	症 状	対 応
熱失神	炎天下にじっと立っていたり、立ち上がったときに、めまいや失神などが起こる。	足を高くして寝かせると通常はすぐに回復する。
熱けいれん	大量に汗をかき、血液中の塩分濃度が低下したときに、痛みを伴う筋けいれんが起こる。	濃いめの食塩水の補給や点滴により通常は回復する。
熱疲労	発汗による脱水等により循環不全となり、脱力感、倦怠感、めまい、頭痛、吐き気等がおこる。	スポーツドリンクなどで水分と塩分を補給することで痛所は回復する。
熱射病	体温調節が破綻し、過度に体温が上昇（40℃以上）して脳機能に異常をきたす。 <u>意識障がい</u> が見られ、 <u>応答が鈍い</u> 、 <u>言動がおかしい</u> といった状態になる。高体温が持続すると、肝臓、腎臓、肺、心臓などの多臓器障がいを併発し、死亡率が高くなる。	死の危険のある緊急事態 であり、救命できるかどうかは早急に早く体温を下げられるかにかかっている。 救急車を要請 し、速やかに冷却処置を開始する。

(4) 頭頸部外傷への対応

- ア 頸随・頸椎の損傷が疑われる場合は、平らな床に速やかに寝かせた後、①意識の状態、②運動能力（まひ、筋力低下）、③感覚異常（しびれ、異常感覚）、④呼吸の状態の4つを確認し、動かさないで速やかに「救急車を要請」する。
- イ 脳震とうによる意識消失から回復した場合も、速やかに受診し、医師の指示を仰ぐ。
- ウ 頭部打撲の場合6時間くらいは急変の可能性があるため、帰宅後の家庭での観察を依頼する。

(5) 食物アレルギーへの対応

ア 生徒の「保険関連留意点等一覧」を作成し、正確な情報を把握して共有する。

イ アナフィラキシーは非常に短時間のうちに重篤な状態になることがあり、迅速かつ適切な対応が求められるため、対象生徒がいればエピペンの使い方などの研修を行う。

発見者「観察」

- 生徒から離れず観察する。→緊急性を判断する。
- 呼び掛けに反応がなく呼吸がなければ心肺蘇生法（人工呼吸 2 回＋胸部圧迫 30 回）を絶え間なく行う。※管理職への報告よりも救命措置を優先する。
- 助けを呼び、人を集める。→職員等に「準備」「連絡」を依頼する。
- 次の一つでもあればエピペンを使用する。

消化器の症状	・繰り返し嘔吐を続ける	・持続する(我慢できない)おなかの痛み
呼吸器の症状	・のどや胸がしめつけられる	・声がかすれる
	・犬が吠えるような咳	・持続する強い咳込み
	・ゼーゼーする呼吸	・息がしにくい
全身の症状	・唇や爪が青白い	・意識がもうろうとしている
	・脈を触れにくい、不規則	・ぐったりしている
		・尿や便を漏らす

教職員 A「準備」

- AED やエピペンの準備、使用又は介助

教職員 B「連絡」

- 管理職、養護教諭等へ連絡、状況により校内放送でさらに人を集める。
→救急車の要請、保護者への連絡を指示

教職員 C「記録」

- 観察を開始した時刻、5 分ごとの症状、エピペン等処置の内容を記録

教職員 D「その他」

- 担架で保健室に搬送、救急車の誘導、他の生徒への対応 等

(6) 救命処置の流れ（心肺蘇生法と AED の使用）

【疾病者の発生・意識の確認】 → 反応があれば観察を続け、必要に応じて医療機関を受診させる。

↓（反応なし）

【119 番通報、AED の依頼】（協力者を求める）

↓ ※AED 設置場所（3カ所）…保健室横、体育館、農業科特別教棟

【気道確保、呼吸の確認】 → 呼吸があれば観察を続け、救急隊に引き継ぐ。

↓（呼吸なし）

【心肺蘇生法】（人工呼吸 2 回＋胸部圧迫 30 回） → 呼吸が回復すれば観察を続け、救急隊に引き継ぐ。（以下同じ）

↓
【AED を使用】 → 【心肺蘇生法を継続】 → 【救急隊に引き継ぐ】

【病院搬送時の基本的対応】

【学校で事故が発生】 → 【救急車を要請】 → 【保護者に緊急連絡】 → 【救急車に同乗】 → 【保護者に説明】

- 保護者に病院に同行してもらるか病院で合流する。教職員はできるだけ複数で対応する。
- 保護者がすぐに病院に来られない場合は、医師の説明やけが等の状況を正確に記録する。

【「日本スポーツ振興センター災害共催給付制度」加入者への治療費の給付】※保健室で申請

- 学校の管理下で生じ 5,000 円以上の治療費が発生したけが等に対して支給される。

Ⅲ 事後の危機管理

1 安否確認

- (1) 生徒が学校内にいる場合は、避難場所で安全を確保し、クラス単位で安否を確認して本部に報告する。
- (2) 生徒が学校内にいない場合は、学級担任を中心に教職員が手分けして安否を確認する。電話連絡に加え、状況に応じて家庭訪問を行い、避難所などに避難している者がいないか、けがをしていないか等についても確認する。

2 引渡しと待機

- (1) 生徒の安全を最優先し、地域の様子や被害の状況、今後の見通しから、学校に待機させるか、保護者に引き渡すか、各自で下校させるかを慎重に判断する。

[引渡しの判断基準]

○通学路に被害が発生していないか。 ○地域の被害が拡大するおそれがないか。
 ○下校の時間帯に危険が迫っていないか。 ○引き渡す保護者にも危険が及ばないか。
 ○生徒の居住地の被害状況や津波浸水状況はどうか。 ※西条市の津波被害最大想定 3.4m

- (2) 引渡しや下校においては、安全を十分に確認し、帰宅方法を記録する。

○いつ ○だれと ○どのような方法で ○どこへ

- (3) 校外学習等では主な活動場所における緊急避難場所を確認し、計画書や保護者連絡文に明示する。

3 心のケア

- (1) 日常生活の健康観察、面談、アンケート調査、保健室の来室状況、保護者等の情報等から、生徒の心の健康状態を把握する。
- (2) 次のような症状が見られた場合は、スクールライフアドバイザー、家、地域の関係機関等と連携を取り、支援する。
 ア 不安障害
 イ 喪失体験などにより心に傷を受け、過去の出来事を繰り返し思い出し、情緒不安定、睡眠障害などが3日から1ヶ月持続する。
 ウ 外傷後ストレス障害〔PTSD〕
 エ 喪失体験が1ヶ月以上持続する。



4 教育活動の継続

避難所開設・運用マニュアルに基づき、西条市との協力、県教委との協議により、教育活動の継続、学校機能の維持を目指す。

	災害状況	避難所	丹原高校	協力内容等
救命	(直後～) ○ライフラインの途絶	【事故等発生時】 ①地域住民等の学校への	14.2m	施設設備の安全点検 ○開放区域の明示

避難期	○地域社会の混乱 ○継続する余震 等	避難	○駐車場を含む誘導 等
生命確保期	(数分後～) ○消防・警察・自衛隊等の救助開始	②避難所の開設 ③避難所の管理・運営	○名簿作成 ○関係機関への情報伝達と収集 ○水や食糧等の確保 ○衛生品の管理と仕分け、配布等 ○衛生環境整備
生活確保期	(数日後～) ○近隣地域等からの救援物資等 ○応急危険度判定士による安全点検	④自治組織の立ち上がり ⑤自治組織の確立	○自治組織への協力 ○ボランティア等との調整 ○要援護者への協力 等
学校再開機能	(数週間後～) ○仮設住宅等への入居	⑥避難所機能と学校機能の同居 ⑦避難所機能の解消と学校機能の正常化	●学校機能再開のための準備 (下記参照)

●学校機能再開のための準備

- 避難所等へ移動した生徒の把握
- 校舎施設・設備の復旧
- 教科書、学用品等の確認・確保
- 避難所の居住スペース、立入禁止スペース、共有スペースの区分け (P17 参照)
- 移住した生徒の就学手続き
- 通学路の安全確保
- 県教委等と授業再開の協議

IV 避難所開設・運営マニュアル

1 収容人数及び備蓄品

(1) 収容人数 (1517 名)

本館 (620 名)、第 2 教棟 (560 名)、体育館 (267 名)、武道場 (70 名)

(2) 防災倉庫 (体育館前) 備蓄機材

[市町] 発電機 (1)、投光器・三脚 (1)、簡易トイレ・テント (2)、ガソリン携行缶 (1)
[教育振興会・PTA 会計] 防災リヤカー (1)、トイレテント (6)、トイレ用ブルーシート (2)、
備蓄燃料 (1)、ウォータータンク (24)、ガソリン携行缶 (2)、手回し充電ラジオ (1)、
ヘルメット (10)、軍手 (48)、立入禁止テープ (1)、懐中電灯 (4)、ランタン (4)

2 避難所運営の流れ ※「西条市避難所設置運営マニュアル」参照

(1) 初動期 (災害直後～約 24 時間後)

ア 西条市から施設管理者 (本校) に避難所開設の要請がある。

・施設管理者 (本校) は、施設を開錠するが、安全確認までは避難者をグラウンドにとどめる。

イ 施設管理者 (本校) は、西条市から派遣された避難所担当職員や初期避難者と協力し、避難施設の安全を確認した後、避難者を誘導する。

- ・ 応急的な避難所準備組織のリーダーを選出し、施設の安全確認、避難スペースの確保を行う。
- ・ 建物への立入りは、安全を十分に確信した後にする。危険箇所は立入禁止の措置をとる。
- ・ 受付を設置し、世帯ごとに「避難者名簿」を作成する。
- ・ 体育館→武道場→第二教棟→本館の順に誘導する。
- ・ 負傷者、要配慮者（障がい者、妊産婦・乳幼児、要介護者等）に対応する。
- ・ 避難所担当職員が、災害対策本部に状況を報告する。

(2) 展開期（約 24 時間後～3 週間程度）から安定期（概ね 3 週間目以降）

ア 避難者が主体となり、本格的な避難所運営組織を立ち上げる。

- ・ 避難所運営本部は、本部長、副本部長（2名）、各活動班長、各居住区の区長で構成する。
- ・ 班は、総務班、避難者管理班、情報班、食料・物資班、施設管理班、保健・衛生班、要配慮者支援班、ボランティア班を設ける。
- ・ 1日1～2回、避難所運営本部会議を開催する。

イ 避難所担当職員や施設管理者（本校）の協力の下、西条市災害対策本部に避難所の状況を報告し、必要な食料、物資等を要請する。

ウ 介護・解除が必要な高齢者、障がい者、難病・慢性疾患等を持つ方、妊娠婦・乳幼児、子ども、外国人等に配慮する。

エ ボランティア等と連携する。

(3) 撤収期

ア ライフラインの回復、応急仮設住宅への入居などにより、避難者が減少する。

イ 運営組織を縮小させながら、自立困難な避難者等に最後まで適切に対処する。

3 学校施設の利用計画

(1) 避難所における学校施設の利用計画（案）

本館（620名）

図書室	準備室	階段	142教室 2-1	143教室 2-2	144教室 2-3	階段 トイレ	145教室 1-1	146教室 1-2	外階段
物理教室	準備室	階段	132教室 3-1	133教室 3-2	134教室 3-3	階段 トイレ	135教室 1-3	136教室 1-4	外階段
生物教室	準備室	階段	フロンティア	進路室	休憩室 印刷室	階段 トイレ	職員室		外階段
化学教室	準備室	階段	校長室	事務室	玄関	階段 トイレ	生徒課室 教務課室	業務員室	外階段

第2教棟（560名）

美術教室	準備室	階段 トイレ	242教室 3-4	243教室 2-4	階段	和室	家庭経営室
地歴公民室	準備室	階段 トイレ	232教室 (居住)	233教室 (居住)	階段	準備室	被服教室
視聴覚教室	準備室	階段 トイレ	222教室 (居住)	223教室 (居住)	階段	準備室	食物教室
コンピュータ室	保健室	階段 トイレ	212教室 (居住)	213教室 (居住)	階段	準備室	音楽室

【AED】

体育館（267名）

体育倉庫	体育館 (居住)	倉庫
玄関		ステージ
更衣室		体育準備室

【AED】

洗い場

防災機材
倉庫

武道場（70名）

更衣室	武道場 (居住)
-----	-------------

(2) 避難場所及び避難所に関する注意事項

- ア 避難者を建物に入れる前に、安全を十分に確認し、危険箇所は立入禁止措置を行う。
- イ 避難者は、①体育館 → ②武道場 → ③第2教棟 → ④本館の順で誘導する。
- ウ 居住スペース、立入禁止スペース、共有スペースを明確にする。
- エ 災害発生直後は、職員室等の個人情報があるスペースを除き、最大限避難者を受け入れる。
- オ 安定期に入り、避難者の数が落ち着いてきた時点で、上記の図を基準に教育活動再開を目指す。
- カ 仮設トイレは、体育館と武道場の間に設置する。
- キ 救援物資置き場は、可能であれば武道場を利用する。
- ク 負傷者の手当を行うため保健室、調理を行うため食物教室、衣類の補修等を行うため被服教室を、共用スペースとする。
- ケ 公衆電話は、事務室前に設置している。110番・119番通報は、硬貨不要である。

V 危機管理関係資料

1 緊急連絡先等

施設名	電話番号
愛媛県立丹原高等学校	0898-68-7325
愛媛県教育委員会高校教育課	089-912-2950
西条市防災専用電話	0897-52-1267
西条市危機管理課(対策本部直通)旧丹原町・東予市	0898-68-1400
西条市危機管理課(対策本部直通)旧西条市	0897-52-1400
西条市危機管理課(平常時の連絡)	0897-52-1282
西条市教育委員会学校教育課	0897-52-1640
西条市西消防署	0898-68-0119
西条市東消防署(避難訓練時に連絡)119番対応	0897-55-0119
西条西警察署	0898-64-0110
中村内科胃腸科	0898-68-4976
西条市休日夜間救急センター	0897-52-2001
当番病院テレホンサービス	0897-58-2200
四国電力西条営業所	0897-56-2960
西条市生活環境部水道業務課	0897-56-5151
電気：津島電工(株)	0897-55-1133
電気：四国電気保安協会西条事務所	0897-56-5069
水道：シャイン設備(株)	0898-52-7115
ガス：ENEOSグローブエナジー(株)東予営業所	0898-52-7575

2 NTT災害伝言ダイヤル「171」

(震度6以上の地震などの大災害が発生した場合、NTTが開設する)

☆伝言を録音するときは

171+1 ⇒ 被災地の人の電話番号(市外局番から) ⇒ 伝言を入れる(30秒以内)

★伝言を聞くときは

171+2 ⇒ 被災地の人の電話番号(市外局番から) ⇒ 伝言を聞く

3 携帯電話の災害用伝言板

☆伝言を登録するときは

災害伝言板トップページ ⇒ 登録 ⇒ 内容を記入 ⇒ 登録 ⇒ 送信

★伝言を確認するときは

災害伝言板トップページ ⇒ 確認 ⇒ 確認したい人の電話番号を入力 ⇒ 検索
⇒ 情報の確認

[自動火災報知器設備警戒区域一覧表] ※事務室で把握できる火災発生エリア

1	本館1階東(本館1階東階段の東側)	16	新館3階東(第2教棟3階両階段の間)
2	本館2階東(本館2階東階段の東側)	17	新館4階西(第2教棟4階西階段の西側)

3	本館3階東（本館3階東階段の東側）	18	新館4階東（第2教棟4階両階段の間）
4	本館4階東（本館4階東階段の東側）	19	新館階段（第2教棟西階段）
5	本館東階段		20～21 なし（旧第2体育館）
6	本館1階西（本館1階東階段の西側）		22～25 なし（農業科教棟）
7	本館2階西（本館2階東階段の西側）	26	新体育館競技場東
8	本館3階西（本館3階東階段の西側）	27	新体育館競技場西
9	本館4階西（本館4階東階段の西側）	28	新体育館ステージ
10	本館西階段	29	新体育館更衣室・器具庫
11	新館1階西（第2教棟1階西階段の西側）	30	新館特別教棟1階（第2教棟音楽室）
12	新館1階東（第2教棟1階両階段の間）	31	新館特別教棟2階（第2教棟食物教室）
13	新館2階西（第2教棟2階西階段の西側）	32	新館特別教棟3階（第2教棟被服教室）
14	新館2階東（第2教棟2階両階段の間）	33	新館特別教棟4階（第2教棟家庭経営室）
15	新館3階西（第2教棟3階西階段の西側）	34	新館特別教棟東階段（第2教棟東階段）

[参考資料]

- 「学校防災マニュアル（地震・津波被害）作成の手引き」（文部科学省）平成24年3月
- 「学校事故対応に関する指針」（文部科学省）平成28年3月
- 「大規模災害時の学校における避難所運営の協力に関する留意事項」（文部科学省）平成29年3月
- 「学校の危機管理マニュアル作成の手引き」（文部科学省）平成30年2月
- 『『生きる力』をはぐくむ学校での安全教育』（文部科学省）平成31年3月
- 「国民保護ポータルサイト」（内閣官房）
- 「津波浸水想定について（解説）」（愛媛県）平成25年6月
- 「危機発生時の職員行動基準」（愛媛県）平成27年4月
- 「愛媛県危機管理計画」（愛媛県）平成28年4月
- 「愛媛県学校安全の手引（改訂版）」（愛媛県教育委員会）平成20年10月
- 「学校防災マニュアル確認チェック表」（愛媛県教育委員会）平成24年6月
- 「学校防災マニュアル確認チェック表参考資料」（愛媛県教育委員会）平成24年6月
- 「西条市避難所設置運営マニュアル」（西条市）平成28年1月
- 「西条市地域防災計画」（西条市）平成31年3月
- 「災害対策本部配備基準」（西条市）令和2年4月
- 「熱中症環境保健マニュアル2018」（環境省）平成30年3月
- 「スポーツ活動中の熱中症予防ガイドブック」（日本スポーツ協会）平成30年7月
- 「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」（日本学校保健会）平成20年3月

